

横浜家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成27年6月2日(火) 午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

横浜家庭裁判所大会議室(本館5階)

第3 出席者

(委員) 五十音順, 敬称略

延命政之, 押川渉, 小野明男, 草野真人, 小村陽子, 仁平正夫, 野地郁年,
前澤康彦, 三村圭美, 山川伸二, 綿引万里子

(事務担当者)

首席家庭裁判所調査官, 家事首席書記官, 事務局長, 総務課長, 総務課課長補佐
(オブザーバー)

神奈川県弁護士会所属弁護士, 家事次席家庭裁判所調査官, 家事次席書記官,
家事訟廷副管理官

第4 テーマ

子の監護をめぐる調停事件の動向と今後の課題

第5 議事(以下, ◎委員長, ○委員, ●裁判所委員, ◆オブザーバー及び事務担当者)

1 草野委員から, テーマの趣旨等について, 次のとおり説明

家庭裁判所で取り扱う家事事件の中で, 子の監護を巡る調停事件は, 統計を見ると年々増加傾向にある。家庭裁判所は, 子の福祉にかなう解決を目指してこれらの調停事件に取り組んでいるが, 父母の紛争の激化を背景に, 解決が困難な事件が少なくない。また, 例えば, 面会交流の事件では, 当事者間に合意が成立しても, 調停成立後に合意どおりの面会交流が実施できなくなってしまう事案もあり, 調停での合意内容を持続的に実現させるための方策が課題となっている。

家事事件手続法は, 調停当事者が主体的に解決に取り組み, 合理的で納得性の高い合意解決を実現する手続とすることを目指しているが, 子の監護を巡る紛争においては, 双方当事者の考えに加え, 子の意思, 子が幼い場合は子の状況や心情等を把握して手続に反映し, 子の福祉にかなうような質の高い解決をすることが求められている。また, 家庭裁判所が関わるのは, 子が成熟するまでの長い時間の中でほんの一時期にすぎない。したがって, 家庭裁判所での手続の目的は, 現時点での解決にとどまるのではなく, 父親及び母親が子の監護に関する事柄については持続的に協力し合い, トラブルがあっても主体的に解決に取り組んで乗り越えていく契機となるようなものとするのが有益であると考えられる。

本日の家庭裁判所委員会では, 子の監護を巡る調停事件の種別や事件動向, 手続等について説明するが, その中でも事件数の増加が著しく, 子どもの利益にかなうような解決を

実現させる必要性の高い面会交流事件について、どのような問題点が解決を妨げているか、家庭裁判所の手続の中で、子の福祉に配慮した質の高い合意解決を得て、それが長期的に持続するために、どのような取組をしているかを説明したい。また、合意内容が実現しなくなった場合の履行確保の取組についても、実務の中で出会う具体的な場面を踏まえながら説明したい。家庭裁判所がより質が高く、持続的な解決を目指すために、御指摘、御提言をいただきたい。

また、家庭裁判所に解決の場を求めてくる方は、離婚家庭のごく一部であろうと考えられる。社会全体の中で子を巡る紛争がどのように起こり、子どもたちがどのような状況におかれているか、いかに子の利益を実現していくか等について、家庭裁判所の枠組みを超えた広い視野から御教示をいただき、家庭裁判所が国民の期待に応えるために、どのような視点を持つべきか等について、御意見をいただきたい。

2 家事訟廷副管理官から、調停事件の種別、動向、手続概要等について、説明がされた。

3 家事次席家庭裁判所調査官から、子の監護を巡る調停事件の中で面会交流に着目し、手続上の具体的な問題点や家庭裁判所の取組み等について、説明がされ、次のとおり質疑応答があった。

○ 取組で使用しているDVDは、いつ、どのような環境で視聴させているのか。

◆ 裁判所の1階ロビーで来庁者向けに隔日で放映している。また、最高裁判所のホームページで視聴することができる。

調停では、面会交流を実施する前にルールの確認や面会方法の参考として視聴してもらう場合や、合意ができない当事者には、面会交流のイメージを持てるよう視聴してもらう場合等がある。

○ 家庭裁判所調査官は、感情的になった親を調整し、子の本音を引き出す仕事をしているとの説明があったが、そのためにはどのような技能が必要なのか。また、1人で何件ぐらい担当しているのか。

◆ 家庭裁判所調査官は、心理学、教育学、社会学、法律、社会福祉等様々な分野の大学、大学院の出身者が多いが、特別な資格、技能が必要なのわけではない。家庭裁判所を訪れる方は、たとえ感情的になったとしても家庭裁判所に解決の場を求めているのであり、子のために解決したいとの当事者の思いに寄り添い調整している。

件数については、概数だが1人が同時に2、3件を担当している。

○ 子の意向調査を行う時に注意している点、重点を置いている点はあるか。

◆ 調査を行うタイミングが重要である。

早い段階で意向調査を行い、調停委員と当事者が子の意向に共通の理解をもって進行することで、早期の解決に結び付く場合がある。反対に子の発言を自分に都合の良いように捉え、客観的な視点を持ってない場合は、早期に子の意向調査を行っても新たな争点を増やすことになるため、期間に紛争点を整理し紛争を和らげてから、子について考えてもらう。ケース・バイ・ケースで進めている。

○ 調停中の試行的な面会交流の回数とその際に家庭裁判所調査官が注意している点を伺いたい。

また、面会交流に関する履行勧告の効果を伺いたい。

- ◆ 試行的面会交流は、全てのケースで行っているものではない。

別居親が長期間、子と会っていないケース、子が不安を示しているケースでは、試行的面会交流を行うことにより、調停で定めた面会交流が円滑に実施できるよう配慮している。

また、面会交流での対立が強く他の論点も冷静に話し合えないようなケースでは、裁判所でルールを決めて、安全が確保された裁判所の児童室で子との面会交流が実現することで、冷静になることができるケースもある。

回数は、裁判所内で月に4、5回行っている。裁判所以外の当事者間で行われる試行的面会交流は相当な数になると思う。

履行勧告の効果については、検証確認していないので分からない。

- ◎ 感覚的にはどうか。

- ◆ 再調停の方が多いかも。履行勧告は調停で決まったこと以外は調整できないという限界があるため、もめる場合には再調停を促すことが一般的と思う。

- 4 オブザーバー弁護士から、当事者代理人として、①代理人としての活動内容、②面会交流における第三者機関の利用、③当事者への働き掛けについて説明された。

5 意見交換

- ◎ 今までの説明で面会交流がいかに難しく、ゴールデンルールはないことが見えてきたと思うが、どんなことでも良いので御意見をいただきたい。

- 一点目は、学校として、問題を抱えている子や保護者に対しどのように関わったらよいか、経験を踏まえたアドバイスをいただきたい。

二点目は、子の背景にある家庭での問題に入り込むことは、現実には難しいが、学校に期待することを伺いたい。

- ◆ 子にとって安心できる居場所、抱えている問題や思いを先生や友人に話せる場所となっていたきたい。

- ◎ 学校へ調査等に行くことはあるか。

- ◆ 面会交流で学校に調査に行くことはあまり多くなく、親権者変更、子の引渡し等で調査に行くことはある。

学校側に意見を求めたり、判断をしてもらうことはなく、学校がオープンにできる子の客観的な就籍状況、健康状態、友達の状況等を調査させていただく。その調査内容から子の成長を保護者に知ってもらい、改めて考えてもらっている。今後とも協力をお願いします。

- 学校に対し、父親、母親又は両方から、子らの学校での情報を求められることがあるが、基本的には回答していない。

学校として、子どもを第一に考え、安心できる、楽しく生活できる場所になるよう努力していきたい。

- ◎ 子の心の問題で気づいたことや御意見を伺いたい。

- 精神科医がやるべきことを弁護士がボランティアでやっていたということが理解できた。精神科外来には、監護親や別居親、あるいは親が別居した子等様々な者が

来るが、子は、家庭環境、親の精神状態、社会的援助資源、あるいは学校の先生等、全てがフォローできないと良い方向に行かない。

また、子への干渉が強いため子を一人の人間として考えることができない親も多く、お互いに自立できるよう取り組んでいる。

- ◎ 面会交流は、期日をどの程度重ねているのか。
- 争点、問題点を把握するのに3、4回、調査官が調査し、子どもの状況を見て、試行面会を行ってその問題点を修正するのに、平均7、8回はかかっている。
- 面会交流事件に関して、平成17年から平成24年までは家事審判法24条審判が0件であったところ、平成25年度は2件、平成26年度は6件、調停に代わる審判がされている。今後は裁判所のスタンスとして調停に代わる審判を行っていくことか。
- 調停において当事者間で合意ができない時に、裁判所が暫定的に決定して2週間以内に異議が出なければ確定する制度である。面会交流の場合は異議が出ることが多いため、積極的に活用しているものではない。
- 弁護士として面会交流に立ち会うときに気を付けていることは何か。
- ◆ 楽しい雰囲気にするということが大切と思う。面会交流の場所へ向う際に子どもと雑談をして緊張をほぐし、別居親との面会の雰囲気を盛り上げている。
- ◎ 調査官が感情調整を図る上での努力や苦勞、成功例を紹介いただきたい。
- ◆ 病的な問題がある方については、家庭裁判所には医務室技官がいるので、そのアドバイスを受ける等しており、必要があれば医療機関で治療を受けていただくよう促している。

社会生活は問題なくできるが、子や家庭の問題になると冷静に対応できない状況の方については、その人の心理的な葛藤をきちんと聞いて、様々な感情を整理して、現実的な検討ができるよう促していくことが大事であると思う。

裁判所で行えることには限界があり、代理人弁護士には、依頼人の抱える様々な問題を主張としてまとめて手続に乗せ、具体的な行動にもっていくという大きな役割を果たしていただいている。

裁判所の解決機能と代理人弁護士の活動は、法律の中で基本的な当事者の問題解決、子どもの幸福、ひいて言えば社会の安定ということで目的は一致していると感じている。

- ◎ 全体での協働が大事であると。
- 社会福祉の立場では、生活困窮者自立支援法が4月から施行され、個人の自立の尊厳と個人を支えることで地域を創ろうという目標があるが、課題として家庭に入っていくことの難しさがあり、子どもの貧困問題が潜在化している。都市部は近隣関係が希薄で特に問題が大きい。

地域創りとは、親が子どもを大事にし、一家を支える気持ちを持って家庭を創っていく、そうした家庭で社会が創られていくことであると思う。

そのためには、調停後の貧困問題等を抱えた子どもや家庭を支援する地域協同のネットワーク、仕組みが必要であると思う。

- 問題を抱えれば悩み、精神的に安定できないことは当たり前であり、法律家として

裁判所として何ができるか、どのように分析しているかお伺いしたい。

- 客観的，社会的評価等の要素を勘案して決める監護者や親権の指定と異なり，面会交流はバリエーション，要素が多過ぎて，どれがベストな答えか判断することが難しい。やはり全体で考えて協働するしかないと思っている。
- 離婚後非監護親と面会交流を継続している子どもは希少で，せっかく面会交流方法を決めて会っても話題がなく，気まずい雰囲気の関係性が疎遠となり終わってしまうケースが多いように感じる。
面会交流は，決めた後のフォロー，非監護親と細く長く関係を続けられるよう関わっていくことが大事であると思う。
調停というのは，その最初の導入付けの制度であると思うので，関係者として頑張っていきたい。
- ◎ 面会交流は，調停成立が目的なのではなく，その先の継続が大事である。代理人の取組を伺い，成立した後もいろいろな社会資源を活用することが必要であると改めて感じた。また，教育機関との連携も図らせていただきたい。

第6 次回テーマについて

高齢化社会の受け皿となるべき成年後見制度の在り方をめぐって

第7 次回期日について

平成27年12月8日（火）午後1時30分より

横浜家庭裁判所大会議室（本館5階）